

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第 1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花きの産出額は長らく漸減傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で一段と減少したが、その後、需要の変化等により増加に転じ、令和 4 年では 3,684 億円と農業産出額の 4 % を占めている。生産現場では新規就農や若い生産者の活躍も目立つなど、花き産業は農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国の花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きは、これまで国際園芸博覧会における大賞受賞を始め、多くの賞を受賞するなど国際的な評価も高く、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、いけばな、盆栽や季節行事と結びついた花き利用など、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、安価な切り花の輸入の増加、燃料価格の上昇、物流問題、さらには近年の高温などの異常気象や多発する災害といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の生産力や国際競争力の強化が緊要な課題となっている。

また、近年の国内市場における花き消費は、新型コロナウイルス感染症拡大以降の行動変容により、ホームユース需要の増加等がみられ、この需要の変化を的確に捉え対応を進める必要がある。

くわえて、令和 9 年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会は、我が国の花き及び花きの文化を国内外に発信し、国内外の需要を飛躍的に拡大できる機会であり、この成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要である。

花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、このような状況を踏まえ、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花き産業の振興、文化の振興、需要の増進のための取組等の措置を講ずることとする。また、上記の達成に向け、需要に基づく国産花きの生産供給について検討する育種・生産・流通・販売・消費に関わる花き産業横断的な枠組みの構築を図ることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花き需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、需要額は令和12年に4,600億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、令和12年の産出額の目標を4,500億円とする。

また、令和12年の産出額の目標を達成するための花きの種類ごとの内訳は次のとおりとする。

切り花類	2,700億円
鉢ものの類	1,100億円
花木類	200億円
球根類	20億円
花壇用苗ものの類	370億円
芝類	80億円
地被植物類	30億円

① 輸出額の目標

輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、令和12年の目標額を200億円とする。

② 輸入額の見込み

輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの生産性向上等の施策の効果が発揮されることを前提とすれば、令和12年に300億円になることが見込まれる。

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

需要に基づく花きの安定生産・安定供給を図るため、国産花きの生産者の経営の安定、花きの生産性及び品質の向上の促進、加工及び流通の高度化、鮮度の保持の重要性への留意、輸出の促進、研究開発の推進等について、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 生産対策

(1) 花きの生産基盤の整備

新規参入者の確保・育成とともに、生産性向上を通じた生産基盤の強化を進めるため、生産コストの低減に資する集出荷調製施設等の共同利用施設・機械の導入、暑熱対策等による周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、既存ハウスの流動化や機能強化、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入を推進するよう努める。なお、施設整備にあたっては、地域計画と連携しながら推進するよう努める。また、農業生産資材価格の上昇による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。さらに、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・種苗供給体制の強化、農業大学校等における花きの生産技術の教育、これらの機会も活用した知的財産に関する意識・知識の向上等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。

生産性向上に当たっては、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画について、花きの生産者等による作成を推進するとともに、ロボット・データ駆動型農業や環境制御型の生産システム、自動選花機等のスマート農業技術等の導入を推進するよう努める。その際、スマート農業に対応するための基盤整備を推進するよう努める。

品質向上に当たっては、集出荷調製施設における低温庫といった産地の低温設備等、品質の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

自然災害や価格低下等のリスクに対する備えを進めるため、収入保険や園芸施設共済等への加入、激甚化する風水害等の自然災害に対する事業継続計画の策定、施設の補強等の取組を推進するよう努める。また、省エネルギー対策に取り組む施設園芸産地を対象に、燃料価格の上昇に応じて補填金を交付するセーフティネット対策を実施するよう努める。

(2) 気候変動への適応策・緩和策

近年の温暖化による開花期の前進・遅延、生育不良等の高温障害や病虫害被害等の発生が深刻化する中、需要期における出荷の安定・拡大及び品質の向上を確保するため、開花調整等の計画生産技術の導入及び高温障害を回避・軽減する既存ハウスへの換気窓の設置や遮光・遮熱資材、循環扇、細霧冷房、ヒートポンプ等の資機材を活用した栽培管理技術、物理的・生物的防除法に係る技術・資材の導入を推進

するよう努める。あわせて、高温耐性や病虫害抵抗性品種の導入を推進するよう努める。また、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、省エネルギーかつ最適な温度・日長管理技術の導入による温室効果ガスの削減や化学農薬のみに依存しない耕種的・物理的・生物的防除法に係る技術・資材の導入等の環境負荷低減の取組を推進するよう努める。

（３）研究開発の推進

国産花きの生産量増加、低コスト生産、需要拡大、海外輸出等を推進するため、高温又は低温耐性等の気候変動への適応性、病虫害抵抗性、日持ち性といった特性を有する花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携の下、適切な役割分担等を図りながら、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入、ゲノム情報等を活用した品種開発の加速化を促進するよう努める。さらに、国内外における品種登録等による新品種の適正な管理や品種識別技術の開発等により、知的財産の侵害への対策を推進するよう努める。

生産性及び品質の向上を進めるため、産学官連携により、暑熱対策やニーズに応じた計画生産、日持ち性の向上等に関する研究開発を推進するよう努める。また、花きの特性に沿ったスマート農業技術の開発・改良及び既存技術と組み合わせた栽培体系の構築・導入を推進するよう努める。

特徴ある品種・品目等の高付加価値花きから日常使い向けに価格を抑えた花きまで、多様な需要に対応しつつ、高収益化の実現に向けた栽培体系の構築を推進するよう努める。

２ 流通対策

（１）花きの流通の高度化

物流のひっ迫が懸念される中、「花き流通標準化ガイドライン」を基本に、パレット・台車の利用や段ボール箱等の資材規格の統一等、流通に要する荷役作業・荷待ち時間の短縮、共同輸送と組み合わせたストックポイントの構築等のコストの低減に資する流通経路の合理化を推進する取組に対し支援を行うよう努める。特に、流通経路の合理化に当たっては、環境に負荷がかからない輸送やモーダルシフト等、産地から小売までの流通に係る関係者の理解促進に努めるとともに、流通情報のデジタル化と併せた通信環境の整備、流通情報システム間のデータ互換性の確保等のプラットフォーム整備の取組を推進するよう努める。また、花きの短茎規格等、省資材や積載効率の向上に資する出荷規格の見直しの取組についても推進するよう努める。

日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、暑熱対策等品質の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び卸売市場やストックポイントにおける低温庫の整備等を推進するよう努める。

(2) 品質の保持・加工技術の開発

花きの品質を保持しつつ流通させるため、生産から流通・販売に至るまでのクールチェーンの確立、各段階における品目の特性に沿った品質保持剤の使用等の品質保持のための技術開発・取組を推進するとともに、長期貯蔵の取組等の需要期に合わせた供給の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。また、輸出を含む長時間輸送に耐え得る梱包・包装資材等の技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

花き産業及び花きの文化の関係者による多様なニーズに対応した新たな花きの利用スタイルの提案や商品の開発等を推進するよう努める。

(3) 販売・消費データの活用

卸売市場や小売業者の有する販売データを基にした需要予測や消費動向を産地にフィードバックして需要に応じた生産を推進するため、花き産業の関係者全体で共通のデータフォーマットによりデータを集積・分析する仕組みを構築するよう努める。その際、国内の情報と共に輸出に関する情報についても取り扱うよう努める。

3 輸出対策

(1) 輸出先国の需要に即したマーケティング

オールジャパン体制により新たな輸出先国・地域や輸出品目の開拓等、更なる輸出拡大を図るため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第43条第1項の認定を受けた認定農林水産物・食品輸出促進団体と連携して、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出に努める。また、国際園芸博覧会の開催・出展やインバウンド等を活用した海外需要の創出に努める。

(2) 輸出に対応した産地の育成

海外の市場・消費実態に関する情報に基づく生産が進められるように、花き産地における輸出に対応した栽培体系の確立を推進し、フラッグシップ輸出産地を中心とした輸出に取り組む産地の増加を図るとともに、産地間のリレー出荷や産地における輸出対応施設の整備を推進するよう努める。また、輸出先国の植物検疫要求に対応する技術の開発・普及に努める。

(3) 輸出に係る環境整備

輸出先国の規制が輸出阻害要因となっている場合には、輸出促進法第3条により

設置された農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応する。

海外における日本産花きの優位性を確保するため、権利者や農業現場における種苗の管理の徹底等により種苗の流出防止に取り組むほか、海外出願の推進により海外における無断栽培を抑止するよう推進することに努める。また、海外ライセンス生産に当たっては、栽培技術等の営業秘密管理を徹底するよう努める。さらに、これらの知的財産の保護・活用の取組に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮し、花き産業の振興及び輸出拡大に資するよう推進することに努める。

4 研究開発事業の実施に関する基本的な考え方

（１）研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを目指すものとする。

（２）研究開発事業の内容

〔１〕研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

〔２〕研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画（以下「計画」という。）に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

高温又は低温耐性等の気候変動への適応性、病虫害抵抗性、日持ち特性等、従来の品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る組織培養等による増殖技術、無病化技術その他技術の高度化を図ること。

〔３〕研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

第４ 花きの文化の振興のための施策に関する事項

花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に資するように、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設における花きの展示やワークショップの開催、公園整備等のまちづくりにおける花壇の整備、高齢者関係施設や社会福祉施設等における花きの展示やいけばな、園芸作業等の花きに触れる活動等により、花きの活用を推進するよう努める。また、花きの人を癒す効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

民間団体等が行っている小学生等を対象にした「花育」について、学校や児童館等と連携を図りつつ推進するよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動について推進するよう努める。

3 日常生活における花きの活用の促進等

家庭や職場等の日常生活における花きの活用を推進するよう努める。また、いけばな、盆栽等の花きに関する伝統の継承、若年層が関わる花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

需要に即した花きの供給を通じた消費の定着・拡大や新たな需要の創出を図るため、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1 花きのブランディングの推進

国際園芸博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の確立等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。特に、令和9年に開催される国際園芸博覧会において、産地から小売までの花き産業及び花きの文化の関係者がこの機会に主体的に需要の増進のための活動に取り組むことを推進するよう努める。

2 需要の変化への対応

新型コロナウイルス感染症拡大以降の需要の変化や若年層の需要の増加等を踏まえ、ホームユース等の日常生活における花きの利用を喚起する取組や、ごみの減量化や再利用に資する環境に配慮した花材・資材の利用の取組、花きの人を癒す効用に着目した情報の提供等、新しい価値観に基づく新たな需要の喚起について推進するよう努める。

3 消費者の理解醸成

消費者が生産現場を訪れて花きの生産過程を知るアグリツーリズム（観光との連携）等、消費者が生産現場を理解し生産者と交流する機会作りを進めるよう努める。また、SNSの活用、コンテンツ産業やインテリア産業等の異業種との連携による効果的な需要喚起を推進するよう努める。